

3 履修の制限

●科目を履修するにあたっては、以下のような制限があります。

- ① 各セメスターで履修できる科目は、その合計が16単位以内です。
(詳しくは、下記「履修登録単位数の制限(上限16単位)」を参照)
- ② 履修できる科目は、各人が在籍するセメスターおよび下位セメスターにて開講の科目とします。
*在籍するセメスターより上位セメスターで開講している科目は履修できません。
- ③ 「B評価」以上で合格した科目は、再履修することはできません。
- ④ 同一時間帯に1科目を超えて履修することはできません。
- ⑤ 定期試験終了後、休暇期間中に開講される授業(サマーセッション・ウィンターセッションは除く)の履修登録および単位の認定は翌セメスターに行います。
*したがって、卒業時の最終セメスター(学期)の学生は「履修単位の制限(上限16単位)」の項にある履修上限外の科目は受講できません。

1 履修登録単位数の制限(上限16単位)

●各人が1週間に授業を受講して学修するには、おのずと限界があります。そこで本学では、履修できる科目の合計単位を各セメスター16単位以内としています。上限16単位を超えて登録することは認められていません。

●ただし、上限16単位に含めない単位として、以下のものがあります。

- ① 「玉川の教育」
- ② 「音楽Ⅰ」
- ③ 「音楽Ⅱ」
- ④ 「体育」
- ⑤ サマーセッション、ウィンターセッションで修得した単位
- ⑥ 本学通信教育部が行う学内スクーリングの教職科目の単位(教育学部のみ)
- ⑦ 海外留学・研修(SAEプログラム等)で修得した単位
- ⑧ 行政の取り組み等に参加して認定された科目
- ⑨ 首都圏西部大学/ネットワーク多摩単位互換制度および共同授業の単位
- ⑩ 入学前に修得した単位(玉川大学学則第16条~第18条により認定)
- ⑪ インターンシップを実施して認定された単位
- ⑫ 外国語科目の履修免除制度で認定された科目

2 成績優秀者の18単位履修制度

●前セメスターの当該学期GPA3.20以上という条件を満たした場合に、上限16単位を超えて最大2単位まで履修登録することができます。

*留学前の学期GPAが3.20以上の場合、帰国直後の学期に適用する。

▶セメスター制

参照『履修ガイド』
p.18

▶首都圏西部大学/ネットワーク多摩単位互換制度
および共同授業

参照『履修ガイド』
p.33

▶玉川大学学則

参照『学生生活ガイド』
p.148~157